

令和5年度も継続!! 結婚して住むなら、福島市。

福島市は新婚さんの新生活を応援します♡



〈福島市結婚新生活支援事業補助金〉

新婚世帯の住居費と引越費用を支援します!

スタートアップ支援

- 賃貸初期費用+引越費用 15万円まで
- 住宅取得・リフォーム+引越費用 30万円まで
- 引越費用のみ 15万円まで

家賃支援

- 家賃 月額最大 2万円 (結婚から36か月目または24か月目まで)

-申請受付-

令和5年6月19日から
令和6年3月15日まで

<新婚とは?>

- ・令和2年5月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦
- ・婚姻時の年齢が**39歳**以下
- ・令和4年(2022年)の夫婦の所得の合計が**500万円**未満
ほか要件あり

Congratulations to the happy couple!



<対象の経費とは?>

令和5年4月1日~令和6年3月31日に支払った以下の費用
賃貸住宅: 敷金、礼金、仲介手数料、家賃(賃料・共益費)
住宅取得: 新築、中古・建売住宅購入
リフォーム: 住宅のリフォーム費用
引越費用: 引越業者、運送業者に支払った費用

お問い合わせ 福島市 定住交流課 出会い定住応援係
提出先 福島市五老内町3-1 福島市役所1階

☎024-572-5451

✉teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

詳しくは裏面・WEB・
にてチェック!>>



1 対象者要件

令和2年5月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、以下の要件をすべてを満たす夫婦

- (1) 年齢：婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下
- (2) 所得：令和4年（2022年）の夫婦の所得合計が500万円未満
スタートアップ支援（賃貸住宅初期費用＋引越費用、引越費用のみ）は所得制限なし
- (3) 住所：夫婦（2人）が福島市に住民登録をしており、住民票の住所が申請する住宅の所在地となっていること
- (4) その他：市税の滞納がないこと、本制度や他の公的補助金を受けていないこと等

2 対象経費

令和5年4月1日～令和6年3月31日の間(補助対象期間)に福島市内に居住するために支払った住居費または引越費用が対象。ただし、婚姻日と住宅の種類によって期間・対象が異なります。

■住居費

【賃貸住宅】

(A) 婚姻日：令和2年5月1日～令和5年3月31日

(a) 過去（令和3年度、4年度）に福島市結婚新生活支援事業補助金を受けた方で婚姻日が令和2年5月1日～令和5年3月31日の方

家賃支援 対象経費：家賃（賃料と共益費）のみ

→婚姻日から36か月までの期間内かつ、補助対象期間に支払った費用

(b) 令和5年度初めて申請をされる方で婚姻日が令和3年5月1日～令和5年2月28日の方

家賃支援 対象経費：家賃（賃料と共益費）のみ

→婚姻日から24か月までの期間内かつ、補助対象期間に支払った費用

(B) 婚姻日：令和5年3月1日～令和6年3月31日

スタートアップ支援&家賃支援

対象経費：①敷金・礼金・仲介手数料 ②引越費用 ③家賃(賃料と共益費)

※家賃は婚姻後、同居するための費用で婚姻日から24か月までの期間内に支払った費用

【住宅取得（新築・中古・建売など）・リフォーム】

○婚姻日：令和2年5月1日～令和6年3月31日

スタートアップ支援 対象経費：①住宅の購入費、工事請負費(新築・リフォーム)②引越費用

→婚姻日から36か月までの期間内かつ、補助対象期間に支払った費用

※婚姻日から1年以内に取得した住宅・発注契約したりリフォーム費用も対象

(ただし補助対象期間内：令和5年4月1日以降に支払った費用に限る。住宅以外の費用は対象外)

■引越費用

○婚姻日：令和5年3月1日～令和6年3月31日

結婚に伴って取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住する住宅への引越費用のうち引越業者または運送業者へ支払った費用

3 申請期間

令和5年6月19日～令和6年3月15日まで（※締切以降に婚姻された方はご相談ください。）

4 申請方法

申請書類を福島市定住交流課へ提出 <メール・郵送・窓口> 提出先はオモテに記載
窓口：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

【提出書類】詳しくは必要書類等チェックリストで確認してください。

(1) 共通

補助金交付申請書、必要書類等チェックリスト、戸籍謄本、住民票、

令和5年度(令和4年分)所得・課税証明書、令和4年度（7月末までに申請の方）または5年度（8月以降に申請の方）納税証明書

(2) 賃貸住宅の場合

住宅の賃貸借契約書

領収書及び明細書の写し(スタートアップ支援は申請時に添付。家賃支援は実績報告書提出時に添付。)

(3) 住宅取得・リフォームの場合

住宅の売買契約書または工事請負契約書、領収書及び明細書の写し

(4) 引越費用の場合 引越業者の領収書及び明細書の写し